

萬葉集一の



転用されることを前提とすれば、これがまた都市農地の「あるべきもの」として捉えて計画的に保全する」ことが明確に示されたことは画期的である。長年にわたる闘争の成果でもある。今後、あらたな制度・税制

上の措置についての検討が行われることにならるが、都市農地の急激な減少は進行を続けており、少しだでも早期にこれらの措置が講じられることが必要である。

都市農業は大蔵省古川喜久男を迎えたが、日本農業全体にとっては持つ意

“多様な能

”多様な”機能と”多面的”機能

“機能と”多面的“機能

は、基本計画における多様な機能についての説明の中で、「都市農業の安定的な継続」と、それが多様な機能が発揮されるための根幹であるとした上で、「單にやうの機能から、農業を継続するだけではなく、は発揮されない機能」

揮に向けた取組を促進する観点から、新たな政策的支援について検討する必要がある」としての意見がある。そのため多面的機能は農業が安定的に継続されるとのことで、多様化への対応、多様な機能は多面的機能として

高い公共性の公益説を發揮していくことである。しかし、これが、都市農業のみならず日本農業の生き残りにとって重要な立場なのであるが、この公共性は

農業者は受け身ではなく、自らの創意工夫によって、より公益性・公益性を發揮し、積極的に情勢を掌握して、また、だから国民の理解を得てしていくことが求められる時代に入ってきたと書いているところをうつ。農の社会学者ザイム研究所代表

味は大きい。特に注ぎたいのが、却しておきたいのが、都市農業が発展する。様々な機能である。基本的な機能である。

本法は既に承知のとおり、多面的、機能が明確な農地の景観の形成、文化的伝承等、と並んで、農村・農業のまちづくり、自然環境の保全、(③)自然環境の保全、(②)水源のかん養、(①)土壌の形成等に対する理解の醸成の機能、の二つがあげられる。これに対し、食料・農業・農村基本法では、承認のとおり、多面的、機能が明確な農地の景観の形成、文化的伝承等、と並んで、農村・農業のまちづくり、自然環境の保全、(③)自然環境の保全、(②)水源のかん養、(①)土壌の形成等に対する理解の醸成の機能、の二つがあげられる。

的・れ<sup>(3)</sup>④  
提供する機能<sup>(6)</sup>の業  
業に対する理解の確  
実の機能が特に強調の  
てこむべきやうだ。

にあつては、この種の運動が、生命の保護や教育の充実等といつた多様な目的を達成する能

と並んで、「高い公井性」<sup>1)</sup>が認められる。取組みによって察掲されるものであり、これほど詳密対象となるて、あらため政策支持

・ 公益性の發揮は農業者との意識的・主体的な取組みが前提となることへの留意が欠かせない。教育や文化伝承、景観の形成も含めて、